

【移住支援金の支給要件確認表】

令和7年4月1日以降に転入された方に適用

支給対象：①に定める要件に加え、②、③、④又は⑤のいずれかの要件を満たす方

① 移住等に関する要件 [次の（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。]

確認欄	内 容
	（ア）移住元に関する要件 [(a)、(b)、(c)のうち、少なくとも(a)、(b)の両方に該当すること] (a) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、 ・ 東京23区内に在住 又は ・ 東京圏（※1）のうちの条件不利地域（※2）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。 （雇用者は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る） (b) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、 ・ 東京23区内に在住 又は ・ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。 （雇用者は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る） （通勤の場合、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点にできる） (c) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も移住元としての対象期間にできる。 （雇用保険の被保険者としての就職に限る） （通学期間は修業年限を上限とし、高等専門学校は2年を上限とする）
	（イ）移住先に関する要件 [(a)～(c)の全てに該当すること] (a) 石川県白山市に転入（住民票の移動）したこと。 (b) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。 (c) 石川県白山市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
	（ウ）その他の要件 [(a)～(e)の全てに該当すること] (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係有する者でないこと。 (b) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (c) 過去10年以内に申請者又は世帯員として移住支援金を受給していないこと。 (d) 地方就職支援金（移転費）を受給していないこと。 (e) その他石川県もしくは県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 条件不利地域

- ・ 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・ 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・ 千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・ 神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

② 就職に関する要件

1) 一般の場合〔次の（ア）～（キ）の全てに該当すること。〕

確認欄	内 容
	（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
	（イ） 就業先が、石川県（ＩＬＡＣ）のマッチングサイト「イシカワノオト」（以下、「マッチングサイト」という。）に移住支援金の対象として掲載している求人 であること。
	（ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
	（エ） 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載する支援金対象法人に就業していること。
	（オ）上記（イ）の 求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
	（カ）当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
	（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合〔内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次の（ア）～（キ）の全てに該当すること。〕

確認欄	内 容
	（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
	（イ）プロフェッショナル人材の定義（経営人材・経営サポート人材、新事業の立ち上げ・販路開拓人材、生産性向上人材）に当てはまる職種（役員、管理職、経営関係の専門職、企画職、マーケティング職、研究職、技術職、生産管理職）に就業すること。
	（ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
	（エ） 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
	（オ）当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。
	（カ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
	（キ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。

③テレワークに関する要件〔次の（ア）～（ウ）の全てに該当すること。〕

確認欄	内 容
	（ア）所属先企業等からの命令ではなく、 自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
	（イ）恒常的に通勤せず、 週 20 時間以上テレワークを実施すること。
	（ウ）内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業から当該移住者に資金提供されていないこと。

④関係人口に関する要件〔移住希望先の地域や地域の人々と関りを有する者（関係人口）のうち、次の（ア）、（イ）の全てに該当すること。〕

確認欄	内 容
	（ア）転入時に、本市や市内地域づくり団体等が実施する地域づくり活動に、複数回参加した経験があること。
	（イ） 農林水産業に就業する者

⑤ 起業に関する要件〔次に該当すること〕

確認欄	内 容
	（公財）石川県産業創出支援機構を通じて、起業支援事業に係る 起業支援金の交付決定を受けており、移住支援金の申請時において、当該交付決定日から1年以内 であること。

⑥ 世帯に関する要件〔世帯向けの金額を申請する場合のみ〕

〔次の（ア）～（エ）の全てに該当すること〕

確認欄	内 容
	（ア）申請者を含む2人以上の世帯員が 移住元において、同一世帯に属していたこと 。
	（イ）申請者を含む2人以上の世帯員が 申請時において、同一世帯に属していること 。
	（ウ）申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、 支給申請時において転入後1年以内 であること。
	（エ）申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

〔移住・就業などの流れ〕※一般就職・起業の場合

